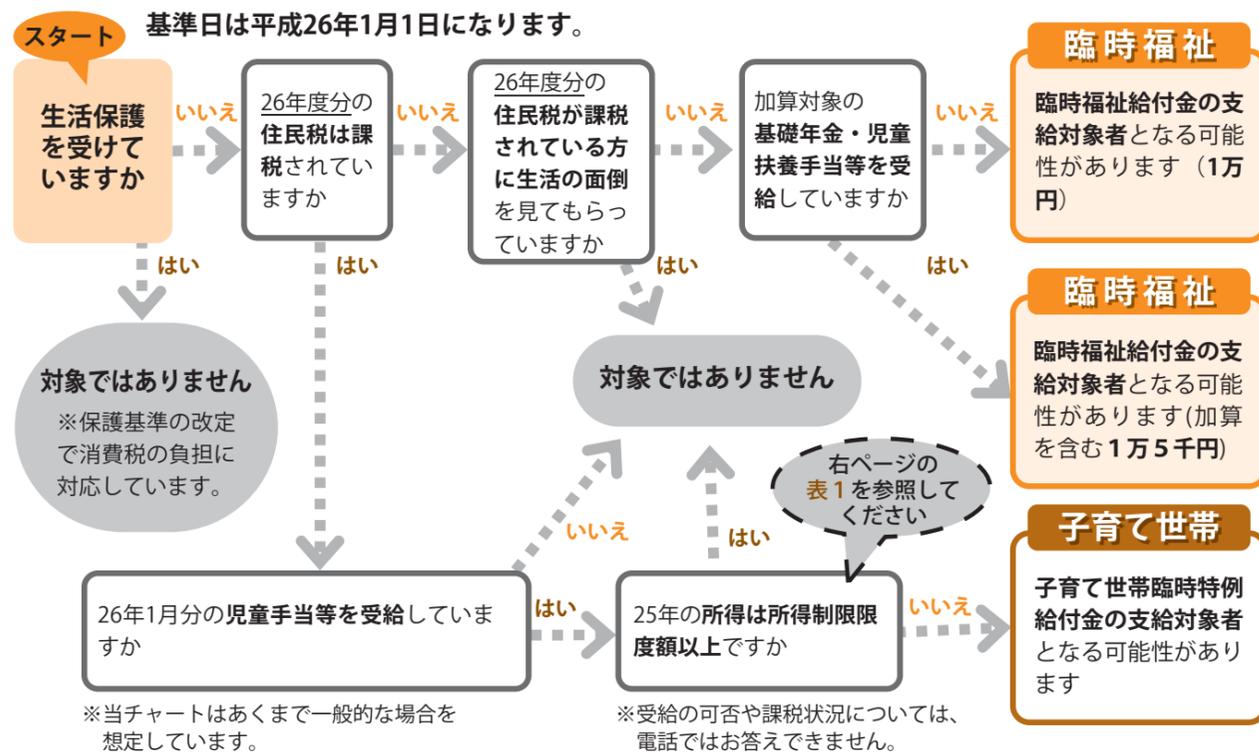


臨時福祉給付金、子育て世帯臨時 特例給付金

4月から消費税率が8%へ引き上げられました。その影響を緩和するための臨時的な措置として支給される臨時福祉給付金および子育て世帯特例給付金の申請受付を開始します。

7月7日(月)から2つの給付金の受け付けを開始します

対象者診断チャート



ご注意

- ◎申請が集中すると、窓口が混雑し、長くお待ちいただくことが予想されます。返信用封筒による郵便申請をご利用ください。
- ◎申請書類が全て整ってから支給まで、1ヵ月あまりかかります。決定後、振り込みに関する通知を送付します。
- ◎なお、7月初旬に申請書を郵送しますが、申請書が届かない方で、上記チャートにより対象と思われる方については、専用ダイヤルまでお問い合わせください。
- ◎DV被害者や児童福祉施設などに入所している児童などで、他の市区町村から住民票を移さずに播磨町にお住まいの方については、播磨町で申請を受け付けることができる場合がありますのでご相談ください。

給付金Q&A

- Q：平成26年1月2日以降に播磨町に引っ越してきた場合の給付金の受け取りはどうなりますか？
 A：平成26年1月1日時点で住民登録されていた市区町村で支給対象となります。申請方法などについては、直接、該当の市区町村にお問い合わせください。

お問い合わせ

- ◎申請方法についてのお問い合わせ
 播磨町役場 福祉グループ給付金担当専用ダイヤル ☎079(437)7040
 (播磨町役場 第1庁舎 1階ロビー 特設窓口) 受付時間 9:30~16:00(平日のみ)
- ◎制度に関するお問い合わせ
 厚生労働省 2つの給付金に関する専用ダイヤル ☎0570(037)192

臨時福祉給付金

- 支給対象者
 - ・平成26年度分の住民税が課税されていない方が対象です。
 - ただし、課税されている方の被扶養者や生活保護の受給者は除きます。
 - 支給額
 - ・1人につき 10,000円
 - ・下記の《加算対象者》は1人につき5,000円を加算します。
- 《加算対象者》

 - ・高齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金などの受給者※1
 - ・児童扶養手当、特別障害者手当などの受給者など※2

※1 平成26年3月分の受給権があり、4月分または5月分の年金の支払いがある方が対象です。
 ※2 平成26年1月分の手当などを受給している方が対象です。

子育て世帯臨時特例給付金

- 支給対象者
 - 次のどちらの要件も満たす方が対象です。
 - ・平成26年1月分の児童手当・特例給付※を受給
 - ・平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額未満(下の表1の限度額目安未満かどうか)
 - ※特例給付とは、所得が高額な方に、児童1人当たり月額5,000円を支給しているものです。
 - 対象児童
 - 支給対象者の平成26年1月分の児童手当・特例給付の対象となる児童
 - ※ただし、「臨時福祉給付金」の対象となる児童・生活保護の受給者となっている児童などは除きます。
 - 支給額 対象児童1人につき 10,000円
- 表1 (児童手当の所得制限限度額)
- | 区分
(扶養親族などの数) | 限度額目安
(給与収入ベース) |
|------------------|--------------------|
| 子 1人(1人) | 875.6万円 |
| 夫婦子1人(2人) | 917.8万円 |
| 夫婦子2人(3人) | 960万円 |

申込方法

- ◎申請方法 申請書に必要事項を記入・押印し、本人確認書類(写し)と振込先に指定した口座が確認できる書類(写し)を同封の返信用封筒に入れ郵送(切手不要)、または特設窓口までご持参ください
- ◎申請先 役場第1庁舎 1階ロビー 特設窓口
 〒675-0182 東本荘1-5-30 福祉グループ給付金担当
 [受付時間 9:30~16:00(平日のみ)]
- ◎申請期間 7月7日(月)~10月7日(火)

本人確認書類

住民基本台帳カード、運転免許証、パスポート、健康保険証などの写し

指定した口座が確認できる書類

金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)がわかる通帳やキャッシュカードの写し

※ただし「子育て世帯臨時特例給付金」の申請者のうち、児童手当の受取口座を指定する場合は、これらの確認書類は不要です。

※公務員の子育て世帯臨時特例給付金の申請は、所属庁から交付される「子育て世帯臨時特例給付金申請書(公務員用)」に、公務員児童手当(特例給付)受給状況証明書、振込口座がわかる通帳もしくはキャッシュカードの写しなど必要書類を添えて、郵送または特設窓口までご持参ください。